

別添 8

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を次のように定め、平成二十六年●月●日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

次の表左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無線局	周波数
1 施行規則第 15 条の 2 第 2 項 第 1 号に掲げる基地局	860MHz を超え 890MHz 以下 1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下 1,844.9MHz を超え 1,859.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下 (注 1) 2,110MHz を超え 2,170MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 (注 2) 2,595MHz を超え 2,645MHz 以下
2 施行規則第 15 条の 2 第 2 項	815MHz を超え 845MHz 以下

第3号に掲げる陸上移動中継局

860MHzを超え890MHz以下
1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下
1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下
1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下
1,764.9MHzを超え1,784.9MHz以下
1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下
1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 (注1)
1,920MHzを超え1,980MHz以下
2,110MHzを超え2,170MHz以下
2,545MHzを超え2,575MHz以下 (注2)
2,595MHzを超え2,645MHz以下

注1 平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第2項第2号(二)に掲げる区域に係るものに限る。

2 平成26年12月31日までの間は、2,555MHzを超え2,575MHz以下とする。